

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月3日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年2月20日から平成28年8月30日まで) 50兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年 2月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において信託期間を平成28年8月31日までとする約款変更ならびに信託報酬の総額に関する約款変更のための法定手続き、および信託財産留保額の廃止に関する約款変更を行いません。それに伴い、原届出書を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

表紙

<訂正前>

届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額

継続募集額(平成28年2月20日から平成29年2月17日まで)
50兆円を上限とします。

<訂正後>

届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額

継続募集額(平成28年2月20日から平成28年8月30日まで)
50兆円を上限とします。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

平成28年 2月20日から平成29年 2月17日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

平成28年 2月20日から平成28年 8月30日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(1 2) その他

< 訂正前 >

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

お申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者の制限

受益権の申込みを行なう投資者は、個人であることを原則とします。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

即日引出しの取扱い

販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資家に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。

詳しくは申込みの販売会社へお問い合わせ下さい。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

<訂正後>

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

お申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者の制限

受益権の申込みを行なう投資者は、個人であることを原則とします。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

即日引出しの取扱い

販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資家に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。

詳しくは申込みの販売会社へお問い合わせ下さい。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成28年8月17日適用で予定しております。

<投資信託約款の変更の内容>

- ・ 信託期間を平成28年8月31日までとする変更
- ・ 信託報酬の総額に関する変更

平成28年8月17日から平成28年8月30日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の1を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成28年8月31日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

<投資信託約款の変更の理由>

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで

計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年6月3日正午過ぎ以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

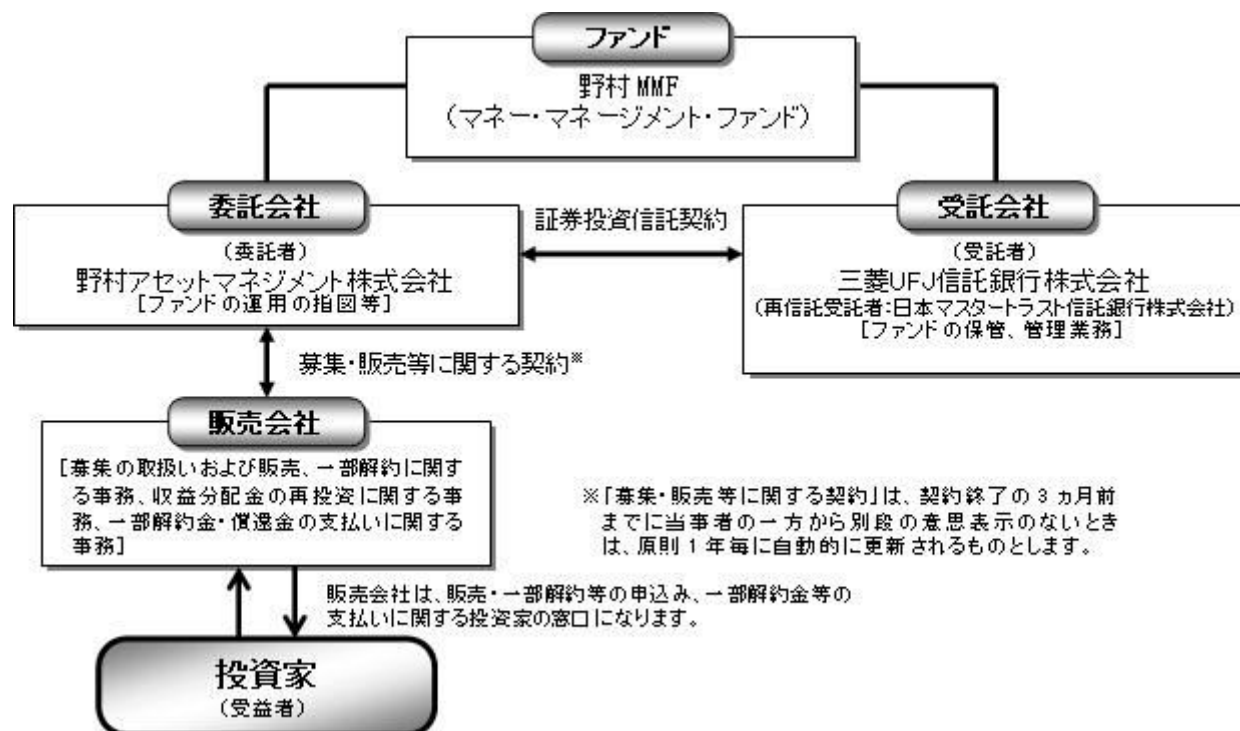
第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >



投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成28年8月17日適用で予定しております。

< 投資信託約款の変更の内容 >

- ・ 信託期間を平成28年8月31日までとする変更
- ・ 信託報酬の総額に関する変更

平成28年8月17日から平成28年8月30日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の1を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成28年8月31日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

< 投資信託約款の変更の理由 >

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計

算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年6月3日正午過ぎ以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、信託期間について無期限から平成28年8月31日までに変更する約款変更の手続きを進めております。

手続きの結果、上記の約款変更が実施される場合には、平成28年8月31日に信託を終了（定時償還）することとなります。

当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下してまいります。

また、信託を終了しないこととなる場合には、ファンドの基本方針に則った運用の継続が困難となることも想定されるため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

< 更新後 >

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.35以内の率とし次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

平成11年12月1日以降の各週の最初の営業日(委託者の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.11を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年10,000分の35.55以下の場合、信託報酬率は年10,000分の35.55以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社() ^(注)	受託会社()
信託報酬率 - (+)	元本総額	信託報酬率 年万分の35.55の場合
	3.5兆円以下の部分	元本総額 配分
		1兆円以下の部分 年万分の2.50
	3.5兆円超7.0兆円以下の部分	1兆円超2兆円以下の部分 年万分の1.90
		2兆円超3兆円以下の部分 年万分の1.40
	7.0兆円超10.0兆円以下の部分	3兆円超の部分 年万分の1.00
		信託報酬率 < 年万分の35.55の場合
	10.0兆円超15.0兆円以下の部分	元本総額 配分
		1兆円以下の部分 信託報酬率 × 2.50/35.55
		1兆円超2兆円以下の部分 信託報酬率 × 1.90/35.55
	2兆円超3兆円以下の部分 信託報酬率 × 1.40/35.55	
	3兆円超の部分 信託報酬率 × 1.00/35.55	

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

(注)約款変更適用後(平成28年8月17日以降)は以下となります。

< 平成28年8月17日から平成28年8月30日まで >

信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」に100分の1を乗じて得た率(年率。但し、下限は零とします。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日におけるファンドの元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

委託会社	販売会社() ^(注)	受託会社()
信託報酬率 - (+)	信託報酬率 × 25.25/35.55	信託報酬率 × 2.50/35.55

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

<平成28年8月31日>

信託報酬の総額は、収益等（繰越利益金を含みます。）の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とし、当該計算期末に計上します。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

委託会社	販売会社() ^(注)	受託会社()
信託報酬の総額 - (+)	信託報酬の総額 × 25.25/35.55	信託報酬の総額 × 2.50/35.55

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) その他の手数料等

<更新後>

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

第2【管理及び運営】

2 換金（解約）手続等

< 訂正前 >

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、取得日から換金代金の支払開始日の前日までの日数が30日未満のご換金の場合、換金する口数に応じて信託財産留保額（1万口につき10円）をご負担いただきます。取得日から換金代金の支払い開始日の前日までの日数が30日以上のご換金の場合、信託財産留保額はありません。

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、解約申込受付日当日に解約代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約につきましては、原則として、お申し出日から起算して4営業日目を解約請求の受付日とし、当該受付日にご解約のお申込みを受け付けたものとします。この場合、当該申し出は信託終了の5営業日前までとします。また、大口解約については、別途制限を設ける場合があります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

<訂正後>

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、解約申込受付日当日に解約代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

<訂正前>

無期限とします(平成4年5月8日設定)。

<訂正後>

無期限とします(平成4年5月8日設定)。

(注) 約款変更適用後(平成28年8月17日以降)は以下となります。

平成28年8月31日まで(平成4年5月8日設定)